

平成 3 1 年度事業概要

1 市民後見人養成研修の実施【別紙 5・6】

今後、需要の増加が見込まれる成年後見制度の担い手として、市民後見人養成研修の受講者を公募・選考の上、市民後見人候補者を養成する。

(1) スケジュール

時 期	内 容
平成 3 1 年 7 月上旬	説明会開催の広報
7 月下旬	説明会開催
8 月	受講者募集
9 月中旬	受講者選考
1 0 月	研修開始（～平成 3 2 年 2 月上旬）
平成 3 2 年 2 月下旬	バンク登録者選考

(2) 研修カリキュラム

別紙 6 のとおり。

2 フォローアップ研修の実施【別紙 7】

バンク登録者の知識及びスキルの向上並びにモチベーションの維持を目的とし、フォローアップ研修を実施する。

(1) スケジュール

四半期に 1 回（計 4 回）実施予定

(2) 研修カリキュラム

別紙 7 のとおり。

3 成年後見制度の利用促進に関する法律への対応について【別紙 8・9】

認知症等により判断能力が十分でない高齢者等を支える重要な手段となる成年後見制度の利用が促進されるよう、本市における権利擁護支援の体制構築等に向けた検討に着手する。

(1) プロジェクトチームによる検討

高齢者及び障害者分野の庁内関係課及び庁外の関係機関等で構成されるプロジェクトチームを立ち上げる。プロジェクトチームの立ち上げに当たっては、本懇談会を活用することを想定している。

平成 3 1 年度は、本市における成年後見制度の現状及び課題の把握、ニーズ調査、先進地視察を予定している。

(2) 広島市成年後見制度利用促進計画の検討

福祉分野において共通して取り組むべき事項や包括的な支援体制の整備に関する事項などを定めた「広島市地域共生社会実現計画」（現在、市民意見募集中）において、権利擁護支援体制を検討する方向性を打ち出している。今後、個別計画である高齢者及び障害者それぞれの計画の改訂時期を捉え、より具体的な対応等を書き込み、それをもって広島市成年後見制度利用促進計画とすることを想定している。